

○鯖江・丹生消防組合職員の懲戒に関する手続および効果に関する規則

昭和44年11月25日

規則第4号

平成12年3月から改正経過を注記

(目的)

第1条 この規則は、鯖江・丹生消防組合職員の懲戒の手続および効果に関する条例(昭和44年鯖江・丹生消防組合条例第8号)の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(平12条例2・一部改正)

(懲戒処分の報告)

第2条 任命権者は、懲戒処分を行なつたときは、その日から5日以内に地方公務員法(昭和25年法律第261号)第49条第1項の規定による説明書の写1通を添えて公平委員会に報告しなければならない。

(平12条例2・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年規則第7号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和46年10月1日から適用する。

附 則(平成12年規則第2号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。